

婚姻届

補記事項 あり・なし

令和 年 月 日 届出

長 殿

受理	令和 年 月 日	通知(送付)	令和 年 月 日
第	号	第	号
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票
			附 票
			住 民 票
			通 知

(1)	氏 名 (フリガナ)	夫 にな る 人		妻 にな る 人	
		氏	名	氏	名
	生 年 月 日	昭和 平成	年 月 日	昭和 平成	年 月 日
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号		番地 番 号	
		方書 アパート名		方書 アパート名	
(3)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番		番地 番	
		筆頭者 の氏名		筆頭者 の氏名	
	父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父	続き柄 男	父	続き柄 女
		母		母	
	養父	続き柄 養 子	養父	続き柄 養 女	養母
		養母			
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☐ 夫の氏	新本籍 (左の☐の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
		☐ 妻の氏	番地 番		
(5)	同居を始めた とき	平成 年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください) ☐ 未挙式・未同居			
(6)	初婚・再婚の別	夫 ☐ 初婚 再婚(☐ 死別 平成・令和 年 月 日) ☐ 離別 妻 ☐ 初婚 再婚(☐ 死別 平成・令和 年 月 日) ☐ 離別			
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	☐ 夫 ☐ 妻	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から 99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
		☐ 夫 ☐ 妻	4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の 契約の雇用者は5)		
(8)	夫 妻 の 職 業	☐ 夫 ☐ 妻	5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯		
		☐ 夫 ☐ 妻	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
	そ の 他				
	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 印		妻 印	
	事 件 簿 番 号			住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	
		連 絡 先	夫 電話 () 妻 電話 ()		

記 入 の 注 意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

※休日及び平日時間外に届出書を提出する場合は事前に市民課(戸籍担当係)で審査を受けてください。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住 所	番地 番 号 方書・アパート名	番地 番 号 方書・アパート名
本 籍	番地 番	番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
- パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

☐には、あてはまるものに☐のようにしるしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。